



事 務 連 絡

平成 30 年 5 月 7 日

各都道府県鳥獣行政担当部局長 殿

環境省自然環境局野生生物課

鳥獣保護管理室長

野鳥サーベイランスの対応レベルについて

「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」(以下、マニュアルという)に基づき、国内での発生等の状況を踏まえ、平成 30 年 2 月 5 日より全国の対応レベルを 2 として、監視を強化してきたところです。

近隣国ではまだ発生が認められている地域もありますが、国内での野鳥での発生は平成 30 年 3 月 25 日回収個体以降認められておらず、冬鳥の渡りのシーズンも終盤となっていること等を踏まえ、マニュアルに基づき、平成 30 年 5 月 7 日 24 時 (5 月 8 日 0 時) をもって、以下の通り、対応レベルの引き下げを行いますので、適切な対応を宜しく願います。

【対応】

平成 30 年 5 月 7 日 24 時 (5 月 8 日 0 時) をもって、全国の対応レベルの引き下げ (対応レベル 2 → 対応レベル 1) を行う。

また、今後、新たな高病原性鳥インフルエンザの発生等が確認された場合については、改めて連絡をいたしますので、ご了承ください。

サーベイランスに当たっては、地域の実情を踏まえつつ、引き続き適切な対応をお願いいたします。

自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室

担当：岩野、鎌田、友岡

直 通：03-5521-8285